

震災復興の論点

専務取締役 岡山信夫

当総研では、今年度の最重要業務課題として「東日本大震災被災地の経済・農林漁業の復興を支援する系統機関の取組みを全面的にサポートする調査研究」を設定し、社長直轄の「東日本大震災復興調査・研究プロジェクト」を発足させた。

今回の大震災は、広域かつ大規模であり、大津波による壊滅的地域の発生、さらには原発事故が深刻な被害を拡大する、という過去の震災とは異なる複合的な様相を呈している。復興の形も地域ごとに異なり、長期を要するものと予想されることから、我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし、かつ「第一次産業」「地域(現場)」「協同」を重視する視点からのものとしたいと考えている。以下に、復興にむけて農林漁業系統組織として注力すべき事項を何点かあげておきたい。

1 地域主権を実現するための系統組織の積極的な関与

大震災により、多くの農漁村が甚大な被害を受け、さらに原発事故により農林水産物被害が発生、営農や出漁の困難化などの事態が生じている。まさに今回の震災の最大の被害者は農林漁業者すなわち農林漁業協同組合の組合員であり、地域住民である准組合員である。

復興にあたって重要なことは、被災地域の住民・集落組織や組合等の団体、地元企業や自治体の意向を十分に反映させることである。

関係者の考えや要望を十分に把握してはじめて、地域の実情に即した柔軟かつ迅速な復旧・復興が可能になる。農林漁業者が組織する農協・漁協・森林組合には、被災当事者として組合員の意見を集約し、地域の復興計画に反映させる役割を果たすことが求められよう。

(1) 新潟県中越地震からの復興

2004年10月23日に発生した新潟県中越地震の復興過程を見ると、地震発生後の2か月後の12月末に県段階で震災復興ビジョン懇話会が設置され、翌3月には復興ビジョンが取りまとめられた。ビジョン策定後は市町村ごとに復興計画を策定、復興計画策定では農協関係者もメンバーとして参画している。

さらに、市町村計画骨子を受け、市町村支援・広域的観点から県計画が策定された。計画の基本的考え方として、復興の柱を「創造的復旧」とし、基本理念を「被災者の思いを基本とした復興」、復興の目標時期を「おおむね10年後」としている。

(2) 奥尻島の復興と水産業復興

また、93年7月12日に発生した北海道南西沖地震では、地震発生直後に奥尻島に津波が襲来、奥尻町青苗地区では船舶火災と建物火災が発生し、津波と火災により壊滅状態に陥った。青苗地区の復興では、道の「まちづくり対策プロジェクトチーム」がたたき台となる土地利用構想素案を策定、①「全戸高台移

転案」(津波に対して最も安全)、②「一部高台移転案」(漁師まちであり職住接近も欠かせないとして、一部低地部に避難路・避難場所等の安全性を確保の上、漁師まちゾーンとして特定し、土地利用を図るもの)を提示、住民説明会等を経て多数の合意として「一部高台移転案」が町議会です承された。

また、水産業振興対策では、道の「水産業振興対策プロジェクトチーム」が、地元町村や漁業関係者と綿密に対話、奥尻漁協組合員の経営意向調査も実施のうえ12月には「奥尻町に係る水産業振興対策」が策定された。この対策には、奥尻漁協が漁船252隻を一括購入のうえ、組合員に有料貸与し、道と国が購入額の8割補助を実施する事業も含まれている。

2 原子力損害賠償についての監視

福島第一原子力発電所の事故により、広範囲にわたり深刻な損害が発生している。事故との因果関係が認められるすべての損害は、全額賠償されなければならない。原子力損害の賠償については、「原子力損害賠償紛争審査会」が「原子力損害の範囲等の判定指針」を出すことになるが、不条理な線引きがなされないよう注視することが求められる。

農業に関しては、出荷制限や出荷自粛要請による損害のほか風評被害、避難勧告・屋内退避勧告区域および計画的避難区域などでの営農不能による損害、土壤汚染による損害など多様な損害が発生している。また、漁業においても同様に漁獲停止などの操業制約、魚価下落など、損害が多岐にわたっている。林業においても、事業制約による損害が予想され、実態を把握する必要がある。

99年9月30日に発生した東海村JCO臨界事故(翌10月1日臨界停止、発生日当日出された半径350m圏内の避難要請は10月2日に解除、同様に半径10km圏内の住民を対象とした屋内退避勧告も1日に解除)では、賠償請求総数8,000件以上のうち、補償対象件数は6,983件、うち合意件数は6,980件(08年3月末、合意率99.9%)であった。

今回事故はJCO事故に比べはるかに大規模で広範囲・長期間にわたることになることから、避難者の精神的損害賠償(慰謝料)を含め、損害賠償額は莫大なものとなることが予想されるが、賠償額軽減を目論むような損害の過小評価や非論理的な線引きがなされてはならない。

3 再生可能エネルギーへの転換の 具体化推進

今回の原子力発電所事故により、わが国の原子力発電推進は事実上停止されることになろう。政府は真剣に分散型再生可能エネルギーの開発に注力しなければならない。この2月に策定された「緑と水の環境技術革命総合戦略」では、産業化を重点的に推進する分野として「未利用バイオマスのエネルギー・製品利用」に併せ「小水力、太陽光等の再生可能エネルギーの総合的利用」が掲げられている。同戦略が多く地域で具体化され、農山村の活性化につながることを望まれる。農林漁業系統組織としてもその具体化を主体的に働きかける必要がある。

(おかやま のぶお)